

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

4 - 6月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|--------------------------------|--------------------|---|---|--|
| 1 | 環境政策課 | 第2次沼津市環境基本計画策定支援業務委託 | 令和2年5月22日 | 株式会社環境アセスメントセンター 静岡県葵区清閑町13-12 | 12,760,000円 | 沼津市における契約事業者選定に係る企画提案方式実施要綱第3条第1項第1号に基づき、「高度な技術力、専門性、創造性、企画力等を必要とし、事業者の提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合」であることから、プロポーザル方式を採用し、業務委託契約候補者を公募し、計画書及び概要版の素案の作成、各種委員会等の運営支援など、計画策定に関する技術支援を行える事業者を選定し、随意契約することとした。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】 |
| 2 | 新中間処理施設整備室 | 令和2年度 沼津市新中間処理施設整備基本設計策定支援業務委託 | 令和2年5月29日 | 株式会社東和テクノロジー静岡営業所 静岡県熱海市伊豆山字前鳴沢792番地の1 | 25,520,000円 (内R2年度契約分 12,529,000円) (内R3年度契約分 12,991,000円) | 本業務の委託者は請負金額の多寡だけの判断とする入札方式ではなく、技術力、業務体制などを含め、総合的に判断する必要があることから、プロポーザル方式を採用したため【地方自治法施工令第167条の2第1項第2号】 |
| 3 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度資源ごみ等中間処理業務委託 | 令和2年4月1日 (年間契約) | 有限会社土肥環境整美 伊豆市土肥303-9 | 4,510,000円 | 伊豆市が所有する土肥リサイクルセンターを運営管理している唯一の法人に、当市の戸田地区から排出される容器包装等の選別、圧縮、梱包等の中間処理を委託する。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】 |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

4 - 6月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|-----------------------------|----------|---|--|--|
| 4 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度使用済み乾電池等の処理処分業務委託 | 令和2年4月1日 | 野村興産株式会社 東京都中央区日本橋堀留町 | 単価契約 破碎済蛍光管 68円/kg（税抜） 未破碎蛍光管・ 体温計他 73円 /kg（税抜） 想定額 1,052,700円 | （1）蛍光管及び体温計等には水銀などの有害物質が含まれており、環境汚染等がないよう配慮して処理をする必要があるため、地方自治体が主な構成団体である(公社)全国都市清掃会議によって策定されている「使用済み乾電池等（※）の広域回収・処理計画」及び「使用済み乾電池等（※）の広域回収・処理実施要領」に従って処理すること。 （※使用済み乾電池等とは使用済み乾電池及び使用済み蛍光管等とし、使用済み蛍光管等とは、使用済み蛍光管、体温計、鏡、血圧計をいう。） （2）「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」において、処理委託先は野村興産株式会社が指定されていること。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】 |
| 5 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度分別基準適合物の引き取り及び再商品化業務委託 | 令和2年4月1日 | 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号郵政福祉琴平ビル | 単価契約 無色ガラスびん 0.05率 ×4.3円（税抜） 茶色ガラスびん 0.16率 ×5.9円（税抜） その他色ガラスびん 0.1率×13.7円（税抜） 容器包装プラスチック類 0.01率×49.0円（税抜） 想定額 1,807,660円 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条第1項に基づき、主務大臣より指定された法人が行うものとされており、(公財)日本容器包装リサイクル協会が国から指定を受けた唯一の法人となっているため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】 |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

4 - 6 月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|---------------------------|----------|-------------------------------|---|--|
| 6 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度一般廃棄物(プラスチック類)処理業務委託 | 令和2年4月1日 | 三重中央開発株式会社 三重県伊賀市予野字鉢屋4713 | 単価契約 51,500円/t(税込) 想定額 98,208,000円 | <p>沼津市の最終処分場の残容量が逼迫しており、沼津市からの排出予定量を安定して受け入れられる事業所は市内や県内には存在しない。そこで受託先を県外に求めることとなるが、受託先の場所が他市町村にある場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項、同法施行令第4条第9号イに基づき当該市町村に廃棄物の種類や量などあらかじめ決められた事項を通知し、必要に応じて関係市町村間で事前協議を行う必要もあることから、入札による業者選定は適さない。</p> <p>こうした中、三重中央開発株式会社は、プラスチックごみの処理に係る要件をすべて充たし、平成11年から当市のプラスチックごみの処理を受託して、円滑な業務を遂行しており、受託処理施設が所在する伊賀市及び地元住民にも、プラスチックごみの搬入について理解が得られ、今年度の搬入について既に協議も整い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく承認を得ている。</p> <p>事業者の実績、安定性、信頼性、又、所在地の伊賀市との協議の結果承認を得ていること等から。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

4 - 6月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|-----------------------|----------|-------------------------------|--|---|
| 7 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度一般廃棄物(焼却灰)処理業務委託 | 令和2年4月1日 | 三重中央開発株式会社 三重県伊賀市予野字鉢屋4713 | 単価契約 沼津市清掃プラント分 37,400円/t(税込) 土肥戸田衛生センター分 39,600円/t(税込) 想定額 173,426,000円 | 沼津市の最終処分場の残容量が逼迫しており、排出予定量を安定して受け入れられる事業所は市内や県内には存在しない。 そこで受託先を県外に求めることとなるが、受託先の場所が他市町村にある場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項、同法施行令第4条第9号イに基づき当該市町村に廃棄物の種類や量などあらかじめ決められた事項を通知し、必要に応じて関係市町村間で事前協議を行う必要もあることから、入札による業者選定は適さない。 こうした中、三重中央開発株式会社は、焼却灰の処理に係る要件をすべて充たし、平成15年から当市の焼却灰の処理を受託して、円滑な業務を遂行しており、また、受託処理施設が所在する伊賀市及び地元住民にも、焼却灰の搬入について理解が得られ、今年度の搬入について既に協議も整い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく承認を得ている。 事業者の実績、安定性、信頼性、又、所在地の伊賀市との協議の結果承認を得ていること等から。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】 |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

4 - 6 月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|----------------------|----------|-------------------------------|---|---|
| 8 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度一般廃棄物(飛灰)処理業務委託 | 令和2年4月1日 | 三重中央開発株式会社 三重県伊賀市予野字鉢屋4713 | 単価契約 51,700円/t(税込) 想定額 78,325,500円 | <p>沼津市の最終処分場の残容量が逼迫しており、排出予定量を安定して受け入れられる事業所は市内や県内には存在しない。</p> <p>そこで受託先を県外に求めることとなるが、受託先の場所が他市町村にある場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項、同法施行令第4条第9号イに基づき当該市町村に廃棄物の種類や量などあらかじめ決められた事項を通知し、必要に応じて関係市町村間で事前協議を行う必要があることから、入札による業者選定は適さない。</p> <p>こうした中、三重中央開発株式会社は、飛灰の処理に係る下記要件をすべて満たし、平成27年から当市の飛灰の処理を受託して、円滑な業務を遂行しており、また、受託処理施設が所在する伊賀市及び地元住民にも、飛灰の搬入について理解が得られ、今年度の搬入について既に協議も整い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく承認を得ている。</p> <p>事業者の実績、安定性、信頼性、又、所在地の伊賀市との協議の結果承認を得ていること等から。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

4 - 6月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|-----------------------|----------|---------------------------|--|--|
| 9 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度一般廃棄物(不燃物)処理業務委託 | 令和2年4月1日 | 三重中央開発株式会社 三重県伊賀市予野字鉢屋 | 単価契約 38,500円/ t (税込) 想定額 25,438,875円 | <p>沼津市の最終処分場の残容量が逼迫しており、排出予定量を安定して受け入れられる事業所は市内や県内には存在しない。</p> <p>そこで処分場を県外に求めることとなるが、処分の場所が他市町村にある場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項、同法施行令第4条第9号イに基づき当該市町村に廃棄物の種類や量などあらかじめ決められた事項を通知し、必要に応じて関係市町村間で事前協議を行う必要もあることから、入札による業者選定は適していない。</p> <p>こうした中、三重中央開発株式会社は、不燃ごみの処理・処分に係る要件をすべて充たし、平成25年から当市の不燃物の処理・処分を受託して、円滑な業務を遂行しており、また、受託処理施設が所在する伊賀市及び地元住民にも、不燃物の搬入について理解が得られ、今年度の搬入について既に協議も整い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく承認を得ている。</p> <p>事業者の実績、安定性、信頼性、又、所在地の伊賀市との協議の結果承認を得ていること等から。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

4 - 6月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|----------------------|----------|--|-------------|---|
| 10 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 衛生プラント運転管理業務委託 | 令和2年4月1日 | 水ingAM株式会社 横浜営業所 神奈川県横浜市中区本町2-22 | 66,858,000円 | <p>し尿処理は、株式会社荏原製作所の限外ろ過膜(UF膜)を使用した高効率の高負荷脱窒素処理方式であるUFデニパック・プロセス方式により運転を行っている。この水処理方式は、維持管理費を抑えた高効率で高速の水処理を可能にしたもので、運転においては設計段階からの処理プログラムと、機場試験で行う水質分析結果に基づいた汚泥処理量の数量変更を行い適正な管理を行う必要がある。</p> <p>このことから、衛生プラントの設計施工業者である株式会社荏原製作所より施設運転管理（オペレーション部門）業務を継承した水ingエンジニアリング株式会社横浜営業所と随意契約するもの。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

4 - 6月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|-------------------------------|----------|------------------------------------|-------------|---|
| 11 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 衛生プラントし尿脱水汚泥運搬・処理処分業務委託 | 令和2年4月1日 | 有限会社豊栄産業 他1者 山口県下松市大字東豊井1163 | 13,945,360円 | <p>本業務は、衛生プラントの業務の中で生じるし尿脱水汚泥を当市ではリサイクル処理・処分が不可能であるため、市外において委託し処理処分を実施するものです。実施については下記の要件に照らし、最適であるため処理・処分委託については山口県周南市の有限会社豊栄産業と、運搬委託については有限会社豊栄産業が指定した山陽三共有機株式会社随意契約するもの。</p> <p>記1. 継続的・安定的に受入れが可能な堆肥化施設を所有する事業所であること。 2. 適正な処理・処分ができる堆肥化技術をもっていること。 3. し尿汚泥堆肥をリサイクル処理品として流通させることが可能な事業所であること。 4. 処分の場所が他市町村にある場合は、「廃棄物処理法第6条の2第2項、同法施行令第4条第9号」に基づき当該市町村に廃棄物の種類や量などあらかじめ決められた事項を通知する必要がある。受託先が所在する自治体である、山口県周南市との協議は年度毎に必要な書類の提出をもって許可され、搬入について理解を得ていること。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

4 - 6 月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|------------------------------|----------|--------------------------------------|------------|---|
| 12 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 衛生プラントエレベーター設備保守管理業務委託 | 令和2年4月1日 | 東芝エレベータ株式会社 静岡支店 静岡県静岡市駿河区稲川2-1-1 | 1,386,000円 | <p>エレベーター等昇降機の保守点検は平成5年の建設省による「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」に基づき、定期点検を義務として行っていました。しかしながら、一般競争入札において他メーカーの点検業務を行う機会が増加し、全国でエレベーターによる事故が発生し死亡事故も起きる事態となりました。この事態を受け国は、平成28年2月に「昇降機の適切な維持管理に関する指針」を示し、保守点検業者の選定方針を一般競争入札から専門技術者の能力等を総合的に評価し随意契約としていく方針へと転換しました。エレベーターは、設備の不良による事故が直接人命の生死に繋がることから、保守点検の考え方は予防保全を前提に、設備の不具合を注意深く観察し、その設備に起こりつつある問題点を事前に把握・対応し、不具合等の情報も含めて継続的に保守管理を行うことが重要となっています。また、製造業者が作成した保守点検に関する文書及び建築確認の申請図面等を点検業者に貸与するとしても、入札により点検業者が変更になった場合、情報の継続性が途切れることとなり、事故や故障発生リスクが高くなります。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

4 - 6 月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|------------------------------|-----------|------------------------------------|------------|---|
| 13 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 衛生プラントNo.1貯留槽他4槽清掃業務委託 | 令和2年5月20日 | クリーンサービス株式会社 沼津市西間門字神明 169-1 | 4,246,000円 | <p>衛生プラントNo.1貯留槽、No.2貯留槽、予備貯留槽、No.1受入槽、No.2受入槽における沈砂等の浚渫、槽内の高圧洗浄清掃を行う業務委託です。本業務委託を実施するにあたり、浚渫・清掃に関しては強力吸引車、高圧洗浄車を有しかつ沈砂等の処理施設を有している業者を選定する他、し尿等貯留槽内における硫化水素中毒や酸欠による事故は死亡事故等重大な事故に直結する恐れがあるため、本業務における知識や経験を有している業者の選定が必要不可欠となります。その他、本業務において発生する沈砂等の除去物は一般廃棄物に該当するため、沼津市内での処理が基本となり、市外業者等に委託する場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号のイにより当該市町村の同意が必要となります。そのため、市内の一般廃棄物(ごみ)収集運搬業者・処分業者のうち、汚泥処理の許可を得ている業者はクリーンサービス株式会社のみとなり、平成30年度において当該業務の実績があります。</p> <p>【地方自治法施行令167条の2第1項第2号】</p> |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

4 - 6月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|-------------------------|-----------|--------------------------------------|------------|--|
| 14 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 衛生プラント破砕機分解整備 | 令和2年6月30日 | 長岡機材有限会社 東京都足立区西新井栄町3-17-13 | 8,735,760円 | <p>本修繕は、受入設備の破砕機を修繕するものです。破砕機は、し尿汚泥の前処理工程においてし尿汚泥の全量を小径に砕き汚水処理を円滑に行うために必要な工程ですが、破砕処理に伴い回転機器である破砕刃とその周辺部品が著しく磨耗し、破砕が不可能となります。そのため、破砕不備による破砕機の閉塞原因となる他、汚水処理能力低下や膜処理設備等の破損につながり施設の機能停止に陥る可能性があるため、消耗部品の交換と分解整備を行うものです。契約においては、下記理由により製造メーカーのハスクバーナ・ゼノア株式会社代理店である長岡機材有限会社と随意契約するもの。</p> <p>記1. 破砕機はハスクバーナ・ゼノア株式会社製で、機器のメンテナンスはメーカーの技術研修を受けた者でなければ実施出来ない特殊な構造であり、今までの消耗状況を把握し、この機器の運転条件に精通しているものでなければ適性に整備出来ないため。2. 製造メーカー代理店でなければ、整備に必要な特殊部品の調達納入が不可能であるため。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |
| 15 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 沼津市清掃プラント非常用発電機修繕 | 令和2年4月24日 | 株式会社明電エンジニアリング 静岡支店 沼津市東間門字上中溝515 | 1,980,000円 | <p>本施設の非常用発電機は、株式会社明電舎製であり、独自の技術（メーカー独自の設計・製作基準及び品質基準）で製作されている。非常用発電機は、停電発生時に焼却炉を安全に停止させるために設置されており、稼働時の不具合が許されない最重要な機器である。そのため、修繕に際しては専門的技術や知識を有し、点検整備に精通した業者が施工を行う必要があるため。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

4 - 6 月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|-----------------------------|-----------|------------------------------------|-------------|--|
| 16 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 沼津市清掃プラントごみ、灰クレーン点検整備 | 令和2年5月11日 | 極東サービス株式会社 千葉県八千代市上高野 1823-1 | 2,750,000円 | <p>清掃プラントに設置されている、ごみ、灰クレーンは、極東サービス株式会社がごみ、灰ピット及び焼却炉の構造を考慮し、設計・施工をしたものである。各クレーンの設計図は公開されておらず、他社は、各クレーン細部に渡る情報を有していない。</p> <p>また、点検整備において、機器の劣化・消耗状況を判断するためには、機器に関する十分な知識と経験があり、現場の状況に精通した者が点検を行う必要があるため、他社ではこの点検整備作業を行うことはできないため。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |
| 17 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 沼津市清掃プラント1号炉出口壁耐火物他修繕 | 令和2年5月11日 | クボタ環境サービス株式会社 東京都中央区京橋2-1-3 | 28,600,000円 | <p>本焼却炉は、株式会社クボタが特許権を取得している制御システム「燃焼制御方法及び燃焼制御装置」をもとに設計を行っており、製造メーカー独自の構造、特許技術によって構成されている設備である。（※平成23年4月（株）クボタからクボタ環境サービス(株)へ事業譲渡）</p> <p>本工事を行う設備においては、特殊設備であるため施工上の経験、知識を必要とし、現場の状況等に精通した製造メーカーが施工を行う必要がある。</p> <p>また、クボタ環境サービス株式会社は、焼却炉に関して工事箇所性能・機能保証だけでなく、焼却炉運転開始後、正常稼働するまで確認を行い、施工箇所以外の部分も含めた焼却炉全体の性能を保証している。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

4 - 6月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|----------------------------------|-----------|---|-------------|---|
| 18 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 沼津市清掃プラント混練成形機点検整備 | 令和2年5月20日 | 不二サッシ株式会社 環境事業部 神奈川県川崎市幸区鹿島田1-1-2 | 6,600,000円 | 本設備は、焼却施設における飛灰処理の中核機器であり、開発した不二サッシ株式会社が特許権を取得している。（添付資料1）そのため、関係する機器の図面等は開示されておらず、他社では部品の調達が可能である。 本修繕を行う設備は、特殊設備であるため施工上の経験、知識を要し、現場の状況等に精通した製造メーカーが施工を行う必要がある。製造メーカーが特有するノウハウを必要とする点検部分が多く、他社では性能保証ができないため 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】 |
| 19 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 沼津市清掃プラント1号一次ガス冷却室ケーシング他修繕 | 令和2年5月29日 | クボタ環境サービス株式会社 東京都中央区京橋2-1-3 | 15,400,000円 | 本焼却炉は、株式会社クボタが特許権を取得している制御システム「燃焼制御方法及び燃焼制御装置」をもとに設計を行っており、製造メーカー独自の構造、特許技術によって構成されている設備である。（※平成23年4月（株）クボタからクボタ環境サービス(株)へ事業譲渡） 本工事を行う設備においては、特殊設備であるため施工上の経験、知識を必要とし、現場の状況等に精通した製造メーカーが施工を行う必要がある。 また、クボタ環境サービス株式会社は、焼却炉に関して工事箇所での性能・機能保証だけでなく、焼却炉運転開始後、正常稼働するまで確認を行い、施工箇所以外の部分も含めた焼却炉全体の性能を保証している。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】 |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

4 - 6月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|--|-----------|--------------------------|------------|---|
| 20 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 沼津市清掃プラント二次ガス冷却用空気圧縮機No.1 他6台分解整備 | 令和2年6月16日 | 共栄機電株式会社 沼津市本錦町644-11 | 6,006,000円 | <p>本焼却炉に設置されている計7台の空気圧縮機は、(株)日立製作所製の機器である。</p> <p>共栄機電株式会社は、製造メーカーである(株)日立産機システムの特約店であり、空気圧縮機に関する専門的な技術と知識を有している。</p> <p>空気圧縮機は、焼却炉を稼働する上で重要な機器であるため、専門的技術や知識を有し、点検整備に精通した業者が施工を行う必要がある。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

7 - 9月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|-----------------------------|-----------|---|-------------|---|
| 1 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度沼津市最終処分場重機（PC200）足回り修繕 | 令和2年7月1日 | コマツカスタマーサポート(株)中部カンパニー建機営業部東部支店 静岡県富士市大淵2527-1 | 1,733,204円 | 製造メーカーでなければ、設計製作図面、修繕に必要な機器設備等がないため、修繕することができない。また、製造メーカーである株式会社小松製作所の静岡県内における唯一の販売代理店であるため。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】 |
| 2 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度最終処分場再処理設備破碎機用カッター刃 | 令和2年7月13日 | コマツカスタマーサポート(株)中部カンパニー建機営業部東部支店 静岡県富士市大淵2527-1 | 9,688,140円 | 自走式破碎機のホッパー内に一体型として搭載されている特殊部品であり、製造メーカーでなければ、設計製作図面がないため、製造することができない。また、製造メーカーである株式会社小松製作所の静岡県内における唯一の販売代理店であるため 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】 |
| 3 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 衛生プラントNo.2前処理設備分解整備 | 令和2年7月31日 | 水ingエンジニアリング株式会社横浜営業所 神奈川県横浜市中区h本町2-22 | 10,230,000円 | 本修繕は、衛生プラントのし尿処理過程におけるNo.2前処理設備（ドラムスクリーン）が経年劣化により破損しているため修繕を行うもの。衛生プラントでは株式会社荏原製作所の独自技術により設計された膜分離高負荷脱窒素方式を採用しており、本修繕対象の前処理設備は膜分離処理を行うために、し尿浄化槽汚泥を破碎処理した後に、固液分離を行い大きな夾雑物をし渣として取り除く重要な設備となる。現在、保守関連事業においては、株式会社荏原製作所からメンテナンス事業を継承した水ingエンジニアリング株式会社横浜営業所が行っており設備の特殊性上設置したメーカーでなければ部品の調達や保守ができず、施工後の性能保証もできないことから。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】 |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

7 - 9月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|-----------------------------|-----------|-----------------------------|------------|--|
| 4 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 衛生プラント汚泥移送ポンプフィーダ分解整備 | 令和2年8月25日 | 有限会社フジソー 静岡県富士宮市中央町10-13 | 1,453,100円 | <p>本修繕は衛生プラントの主要機器である脱水汚泥移送ポンプフィーダについて整備を行うものである。本機器は長期の使用で主要部分が磨耗し脱水汚泥移送量が低下しているため、分解整備により消耗した部品の交換を行い、安定した性能を確保するものである。契約にあたっては、以下の理由により随意契約とする。</p> <p>1. この脱水汚泥移送ポンプフィーダは、し尿処理施設の主要な機器であって、製造メーカーでないと技術的に修繕出来ない特殊な機械である。2. 脱水汚泥移送ポンプを製造した兵神装備株式会社の代理店として教育研修を受け、分解整備が出来、且つ、機械の修理部品の納入が出来る者は県内に下記業者以外にはない。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

7 - 9月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|------------------------------------|-----------|--|------------|--|
| 5 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 衛生プラントNo.2汚泥脱水機修繕 | 令和2年9月1日 | 水ingエンジニアリング株式会社 横浜営業所 神奈川県横浜市中区本町2-22 | 2,794,000円 | 本修繕は、衛生プラントのし尿処理過程におけるNo.2汚泥脱水機が経年劣化により破損しているため修繕を行うもの。設計施工は株式会社荏原製作所によるものだが、現在、保守関連事業においては、株式会社荏原製作所からメンテナンス事業を継承した水 i n g エンジニアリング株式会社横浜営業所が行っており設備の特殊性上設置したメーカーでなければ部品の調達や保守ができず、施工後の性能保証もできないことから本工事を施工できる唯一の事業者である水 i n g エンジニアリング株式会社横浜営業所と随意契約するもの。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】 |
| 6 | 契約検査課 | 令和2年度沼津市清掃プラント2号No.2一次ガス冷下コンベヤ更新工事 | 令和2年9月18日 | クボタ環境サービス株式会社 東京都中央区京橋2-1-3 | 6,435,000円 | 本焼却炉は、株式会社クボタが特許権を取得している制御システム「燃焼制御方法及び燃焼制御装置」をもとに設計を行っており、製造メーカー独自の構造、特許技術によって構成されている設備である。 本工事を行う設備においては、特殊設備であるため施工上の経験、知識を必要とし、現場の状況等に精通した製造メーカーが施工を行う必要がある。 また、クボタ環境サービス株式会社は、焼却炉に関して工事箇所での性能・機能保証だけでなく、焼却炉運転開始後、正常稼働するまで確認を行い、施工箇所以外の部分も含めた焼却炉全体の性能を保証している。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】 |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

7 - 9月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|--------------------------------------|-----------|--------------------------------|-------------|--|
| 7 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 沼津市清掃プラント1号燃焼帯火格子修繕 | 令和2年7月3日 | クボタ環境サービス株式会社 東京都中央区京橋2-1-3 | 15,180,000円 | <p>本焼却炉は、株式会社クボタが特許権を取得している制御システム「燃焼制御方法及び燃焼制御装置」をもとに設計を行っており、製造メーカー独自の構造、特許技術によって構成されている設備である。</p> <p>本工事を行う設備においては、特殊設備であるため施工上の経験、知識を必要とし、現場の状況等に精通した製造メーカーが施工を行う必要がある。</p> <p>また、クボタ環境サービス株式会社は、焼却炉に関して工事箇所での性能・機能保証だけでなく、焼却炉運転開始後、正常稼働するまで確認を行い、施工箇所以外の部分も含めた焼却炉全体の性能を保証している。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |
| 8 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 沼津市清掃プラントボイラ給水ポンプ・脱気器給水ポンプ分解整備 | 令和2年7月27日 | クボタ環境サービス株式会社 東京都中央区京橋2-1-3 | 3,740,000円 | <p>本焼却炉は、株式会社クボタが特許権を取得している制御システム「燃焼制御方法及び燃焼制御装置」をもとに設計を行っており、製造メーカー独自の構造、特許技術によって構成されている設備である。</p> <p>分解整備を行うポンプは、特殊設備であるため施工上の経験、知識を必要とし、且つ、制御システムによる運転を行っているため、現場の状況等に精通した製造メーカーが施工を行う必要がある。</p> <p>また、クボタ環境サービス株式会社は、焼却炉に関して修繕箇所での性能・機能保証だけでなく、焼却炉運転開始後、正常稼働するまで確認を行い、施工箇所以外の部分も含めた焼却炉全体の性能を保証しているため。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

7 - 9月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|----------------------------------|-----------|--------------------------------|-------------|--|
| 9 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 沼津市清掃プラント2号乾燥帯天井・段落ち耐火物他修繕 | 令和2年7月29日 | クボタ環境サービス株式会社 東京都中央区京橋2-1-3 | 20,130,000円 | <p>本焼却炉は、株式会社クボタが特許権を取得している制御システム「燃焼制御方法及び燃焼制御装置」をもとに設計を行っており、製造メーカー独自の構造、特許技術によって構成されている設備である。</p> <p>本修繕を行う設備は、特殊設備であるため施工上の経験、知識を必要とし、現場の状況等に精通した製造メーカーが施工を行う必要がある。</p> <p>また、クボタ環境サービス株式会社は、焼却炉に関して修繕箇所の性能・機能保証だけでなく、焼却炉運転開始後、正常稼働するまで確認を行い、施工箇所以外の部分も含めた焼却炉全体の性能を保証している。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |
| 10 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 沼津市清掃プラント1号ボイラ耐火物修繕 | 令和2年9月25日 | クボタ環境サービス株式会社 東京都中央区京橋2-1-3 | 7,480,000円 | <p>本焼却炉は、株式会社クボタが特許権を取得している制御システム「燃焼制御方法及び燃焼制御装置」をもとに設計を行っており、製造メーカー独自の構造、特許技術によって構成されている設備である。</p> <p>本修繕を行う設備は、特殊設備であるため施工上の経験、知識を必要とし、現場の状況等に精通した製造メーカーが施工を行う必要がある。</p> <p>また、クボタ環境サービス株式会社は、焼却炉に関して修繕箇所の性能・機能保証だけでなく、焼却炉運転開始後、正常稼働するまで確認を行い、施工箇所以外の部分も含めた焼却炉全体の性能を保証している。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

10-12月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|----------------------------------|------------|--|------------|--|
| 1 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 沼津市清掃プラント誘引送風機可変速装置他点検業務委託 | 令和2年11月30日 | 株式会社明電エンジニアリング 静岡支店 沼津市東間門字上中溝515番地 | 1,133,000円 | <ul style="list-style-type: none"> ・本施設の変速装置は株式会社明電舎製であり、独自の技術（メーカー独自の設計・製作基準及び品質基準）で製作されており、安全上の関係から保守点検は専門の教育・訓練を定期的に受けた株式会社明電舎の有資格者でなければ実施することができない。 ・株式会社明電エンジニアリングはメーカーである株式会社明電舎より、株式会社明電舎製機器の保守・点検及び機能維持を目的とする工事（修繕工事、改造工事、オーバーホール工事）に関して事業を継承している。 <p>【地方自治法施行令167条の2第1項第2号】</p> |
| 2 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 衛生プラントNo.1,2,3汚泥供給ポンプ分解整備 | 令和2年12月14日 | 有限会社 フジソー 静岡県富士宮市中央町10-13 | 1,464,100円 | <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥供給ポンプの製造元でなければ分解整備ができない特殊機械（回転容積式一軸偏心ねじポンプ）であるが、沼津市建設工事登録業者のうち製造元の代理店として分解整備ができ、かつ部品の納入ができる唯一の業者であるため。 <p>【地方自治法施行令167条の2第1項第2号】</p> |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

10-12月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|------------------------------|------------|--------------------------------|--------------|---|
| 3 | クリーンセンター収集課 | 沼津市一般廃棄物（缶類・ペットボトル等）収集運搬業務委託 | 令和2年12月18日 | 環境サービス株式会社 沼津市原2198番地の1 | 198,000,000円 | 入札を実施したが不調となり、再度入札に付したが予定価格に達しなかったため、最低の価格の業者と協議を行い契約を締結したため。 (地方自治法施行令第167条の2 第1項第8号) |
| 4 | クリーンセンター収集課 | 沼津市一般廃棄物（びん類）収集運搬業務委託 | 令和2年12月18日 | 東海クリーンシステム株式会社 沼津市小諏訪45番地の4 | 126,720,000円 | 入札を実施したが不調となり、再度入札に付したが予定価格に達しなかったため、最低の価格の業者と協議を行い契約を締結したため。 (地方自治法施行令第167条の2 第1項第8号) |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

1-3月分

| No. | 契約担当課 | 契約名称 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約の理由 |
|-----|-------------|-----------------------------|-----------|--|------------|---|
| 1 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 衛生プラント前処理用スクリープレス分解整備 | 令和3年2月15日 | 水ingエンジニアリング株式会社横浜営業所 神奈川県横浜市中区本町2-22 | 2,860,000円 | <p>本修繕は、衛生プラントのし尿処理過程における前処理（ドラムスクリーン）用スクリープレスが経年劣化により摩耗しているため分解整備を行うものです。衛生プラントでは株式会社荏原製作所の独自技術により設計された膜分離高負荷脱窒素方式を採用しており、本修繕対象のスクリープレスはドラムスクリーンにて除去されたし渣をし渣ホッパへ移送するための重要な設備となっています。</p> <p>し渣除去は劣悪な環境にあり、かつ回転機器であるため摩耗が進行しやすく、し渣の処理が滞ると次工程以降の破碎工程や膜処理工程への影響が多くなり、施設の運転停止につながる恐れがあります。衛生プラントの建設においては、し尿処理場の特性から性能発注を行っており沼津市の処理量想定に基づき、独自に設計施工されています。設計施工は株式会社荏原製作所によるものですが、現在、保守関連事業においては、株式会社荏原製作所からメンテナンス事業を継承した水ingエンジニアリング株式会社横浜営業所が行っており設備の特殊性上設置したメーカーでなければ部品の調達や保守ができず、施工後の性能保証もできません。以上より、本修繕を施工できる唯一の事業者である水ingエンジニアリング株式会社横浜営業所より見積を徴した結果、予算内であるため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。</p> |
| 2 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 沼津市清掃プラント煙突内部清掃点検業務委託 | 令和3年1月22日 | クボタ環境サービス株式会社 東京都中央区京橋2-1-3 | 1,320,000円 | <p>本業務委託は焼却設備の一部である煙突の内部清掃及び点検を行うものである。</p> <p>清掃プラントの煙突は、清掃プラント焼却設備及びシステムの一部であり、清掃プラント焼却設備及びシステムは株式会社クボタの特許技術により製造され、定格焼却量が確保され、煙道を通る排ガスの各有害物質（ダイオキシン、塩化水素、NOX、SOX等）排出基準が順守されている。</p> <p>そのため本委託では、煙突の内部清掃及び点検に加え、焼却炉立上げによる全体の稼働確認も業務に含まれており、操作及び制御システムを熟知している製造メーカーでなければ業務を遂行することが出来ない。（※1）</p> <p>※1 制御プログラム図面は、著作権があり営業機密であるため、公開される性質のものではなく、他社では焼却設備全体が正常に稼働しているか判断出来ない。</p> <p>クボタ環境サービス株式会社は製造メーカーである株式会社クボタより「ごみ関連の焼却・溶融事業」の事業を継承している。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |

令和2年度 随意契約一覧表（生活環境部）

1-3月分

| | | | | | | |
|---|-------------|---------------------------------|-----------|--------------------------------|-------------|---|
| 3 | クリーンセンター管理課 | 令和2年度 沼津市清掃プラント2号ボイラ及び共通設備他分解整備 | 令和3年2月22日 | クボタ環境サービス株式会社 東京都中央区京橋2-1-3 | 21,120,000円 | <p>本整備は、労働安全衛生法第41条第2項・ボイラ及び圧力容器安全規則第40条及び第75条の規定に基づき、2号ボイラ及び共通設備（第一種圧力容器）の性能検査を受検するために実施するものである。</p> <p>ボイラ及び第一種圧力容器は、ボイラ及び圧力容器安全規則第37条及び第72条の規定により、一年に一度、性能検査を受検しなければならず、同規則第40条及び第75条の規定により受検のための整備が必要である。</p> <p>ボイラを含めた清掃プラントの焼却炉は、株式会社クボタが特許権を取得している制御システム「燃焼制御方法及び燃焼制御装置」をもとに設計を行っており、製造メーカー独自の構造、特許技術によって構成されている設備である。</p> <p>株式会社クボタのごみ関連の焼却・熔融事業は、平成23年4月に同社からクボタ環境サービス株式会社へ事業譲渡されている。</p> <p>本修繕を行う個々の設備においては、特殊設備であるため施工上の経験、知識を必要とし、現場の状況等に精通した製造メーカーが施工を行う必要がある。</p> <p>また、クボタ環境サービス株式会社は、修繕箇所の性能・機能保証だけでなく、焼却炉運転開始後、正常稼働するまで立ち会い確認を行い、施工箇所以外の部分も含めた焼却炉全体の性能を保証している。</p> <p>【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】</p> |
|---|-------------|---------------------------------|-----------|--------------------------------|-------------|---|